公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４８１号
埼玉県東松山市松葉町３丁目17番27号　ピュアハウス101号
債務者　徳江　正子
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４９８号
埼玉県大里郡寄居町大字小園394番地２
債務者　中島　義男
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５１９号
埼玉県東松山市大字市ノ川701番地２
債務者　佐藤　文男
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５７２号
愛知県碧南市宮町４丁目35番地　アプローズ宮町105号室、前住所愛知県西尾市米津町種木50番地　ユーエスピア西尾７Ｃ号室
債務者　岩村真由美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５８２号
愛知県碧南市宮町４丁目35番地　アプローズ宮町105号室、前住所愛知県西尾市米津町種木50番地　ユーエスピア西尾７Ｃ号室
債務者　岩村　栄樹
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６５６号
愛知県安城市住吉町５丁目24番地２　サン・オークスＲＩＳＡ　Ａ―102
債務者　加茂　謙徳
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第６６６号
愛知県岡崎市赤渋町字上河原50番地　ガーデンハイツＡ―202、旧住所愛知県岡崎市赤渋町字野中63番地　パレスみやび302
債務者　栗屋　吉輝
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８６号
山形県鶴岡市播磨乙45番地
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２３年（フ）第３８３号
群馬県伊勢崎市波志江町174番地４
債務者　細井美喜子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７０号
群馬県前橋市総社町桜が丘1037番地77
債務者　伊藤　正行
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７５号
群馬県前橋市上佐鳥町505番地２
債務者　細谷　欣一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７６号
群馬県前橋市上佐鳥町505番地２
債務者　細谷八重子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０１号
群馬県前橋市総社町総社2053番地４　グループリビング総社の郷
債務者　松田　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１３号
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町1469―８　セイザンＮＡ105号室、住民票上の住所地群馬県吾妻郡中之条町大字横尾3283番地５
債務者　小柏　賢太
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５１７号
群馬県伊勢崎市三室町4609番地１　Ｌｉｅｎ　206
債務者　山同祐美子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０６号
群馬県高崎市通町４番地　プラザビル805号
債務者　奈良　賢造
1　決定年月日時　平成24年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部